

平成 18 年 5 月 10 日
京都市産業観光局
(担当 商工部商業振興課 222-3340)

平成 18 年度及び平成 19 年度 京都市商店街・小売市場等共同事業支援補助金の 事前相談の受付について

京都市では、市民の日常生活に重要な役割を果たしている市内の商店街及び小売市場の振興を図るため、商店街及び小売市場がその個性を生かし、魅力あふれる買物の環境づくりに取り組まれる事業に対して補助制度を設けています。今年度は、下記の要領により平成 18 年度事業及び平成 19 年度事業の事前相談を受け付けますのでお知らせします。

中小小売業者の皆様を取り巻く経営環境が大きく変わりつつある現在、商店街及び小売市場の一層の発展を図っていくために、この補助制度を活用していただき、地域住民に親しまれる商業空間づくりに取り組まれることを期待しております。

なお、補助金交付申請は、事前相談のあったもののみを対象とします。申請者が多数になった場合は、計画の有効性、緊急性、熟度等を勘案して、予算の範囲内で決定します。

また、平成 18 年度事業はすべて、平成 19 年 3 月 31 日までに完了するものに限ります。

記

1 補助事業一覧

(1) 商店街等環境整備支援事業

- | | |
|---|--|
| ア | 商店街コミュニティ施設整備事業補助
公共的な大型共同施設（カラー舗装，アーケード等）の設置事業への補助 |
| イ | 商店街・小売市場環境整備事業補助
共同施設（街路灯，統一看板等）の設置事業への補助 |
| ウ | 商店街お色なおし事業補助
共同施設を永続的に維持管理するために実施する保全事業への補助 |
| エ | 空き店舗対策事業補助
空き店舗を改修して商店街事業関連施設を設置する事業への補助 |

詳しい事業内容は別紙を参照してください。

(2) 商店街等競争力強化支援事業

ア 活性化教育事業補助

研修会を開催する事業や先進地を視察する事業への補助

イ 商店街・小売市場活性化整備計画策定事業補助

地域の実情に合ったまちづくりの観点を踏まえて行う計画策定事業への補助

ウ 商業カードシステム導入促進事業補助

プリペイドカードシステム等の導入に際して、その端末機購入費への補助

エ 地域の魅力アップ貢献事業

景観・交通・環境・福祉・治安などの整備により地域の魅力を高めるとともに、それらに貢献する事業

(本事業は、みんないきいきコミュニティ商店街モデル事業の名称を変更し、補助対象事業の幅を広げたものです。)

詳しい事業内容は別紙を参照してください。

2 事前相談期間

平成 1 8 年度事業について

平成 1 8 年 5 月 1 0 日 (水) ~ 同年 5 月 3 1 日 (水)

平成 1 9 年度事業について

平成 1 8 年 5 月 1 0 日 (水) ~ 同年 6 月 2 1 日 (水)

3 事前相談に必要な書類

(1) 商店街等環境整備支援事業

[ア 商店街コミュニティ施設整備事業補助, イ 商店街・小売市場環境整備事業補助, ウ 商店街お色なおし事業等補助]

a 施設の概要を示す図面

b 設置場所を示した位置図

c 費用見積書

d 組合の定款又は任意団体の会則

e 前年度事業報告書, 決算書及び本年度事業計画書, 予算書

f 事業実施を決定した総会又は理事会 (役員会) 等の議事録

(2) 商店街等競争力強化支援事業

[ア 活性化教育事業補助, イ 商店街・小売市場活性化整備計画策定事業補助, ウ 商業カードシステム導入促進事業補助, エ 地域の魅力アップ貢献事業]

a 事業概要書

b 費用見積書

c 組合の定款又は任意団体の会則

d 前年度事業報告書及び決算書

e 事業実施を決定した総会又は理事会 (役員会) 等の議事録

4 問い合わせ先

京都市産業観光局商工部商業振興課 (2 2 2 - 3 3 4 0)

京都商店連盟

(京都産業会館 2 階 2 2 1 - 5 9 1 5)

京都商工会議所

(中小企業経営相談センター 2 1 2 - 6 4 6 4)

京都府中小企業団体中央会

(京都府中小企業会館 4 階 3 1 4 - 7 1 3 2)

京都小売市場連合会

(京都産業会館 2 階 2 4 1 - 0 2 3 1)

(1) 商店街等環境整備支援事業

ア 商店街コミュニティ施設整備事業補助

a 補助対象団体

市内に立地する商店街，TMO（*注），小売市場。ただし，公共的な大型共同施設の設置事業へ補助する場合，小売市場については，中小企業等協同組合法に基づき設立された事業協同組合に限る。また，電子計算機器関連設備等へ補助する場合は，商店街，小売市場等の連合体を含む。

b 補助対象事業

本市が認定する商店街活性化計画に基づいて，商店街等が，カラー舗装，アーケード，駐車場（土地購入費を除く。），ポケットパーク等の公共的な大型共同施設や電子計算機器関連設備等を設置する事業に対して補助します。

c 補助金額

補助対象事業費の2分の1以内，1億円（国庫補助金を併用する場合は，当該国庫補助額）以内

*注 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第18条第3項の認定を受けたまちづくり運営機関

イ 商店街・小売市場環境整備事業補助

a 補助対象団体

市内に立地する商店街，TMO，小売市場

b 補助対象事業及び補助基準額

商店街及び小売市場等の環境整備に必要な共同施設の設置事業で，原則として，次の表に掲げるものとします。

商店街及びTMO			小売市場		
補助対象施設	単位	補助基準額	補助対象施設	単位	補助基準額
街路灯	1 基	200,000 円	統一看板	1 基	50,000 円
アーチ	1 基	300,000 円	店舗配置案内板	1 基	50,000 円
統一看板	1 基	50,000 円	放送設備	一 式	500,000 円
放送設備	一 式	500,000 円	小売市場表示板	1 基	300,000 円
案内板	1 基	50,000 円	消防用機械器具	一 式	500,000 円
標示灯	1 基	300,000 円	顧客休憩施設	1 箇所	700,000 円
消防用機械器具	一 式	500,000 円	福祉施設	一 式	そのつど決定
顧客休憩施設	1 箇所	700,000 円			
福祉施設	一 式	そのつど決定			
修景整備	1 店	6,000,000 円			

*注1 福祉施設とは、身体障害者のための専用又は優先駐車場であると示す標示板の設置、駐車区画の表示や通路等における視覚障害者用誘導ブロック（タイル）、誘導鈴の敷設、点字案内板の設置及び便所における手すりの設置などの共同施設をいいます。

2 外国観光客等の利便に寄与するために統一看板などの共同施設に英語等の外国語表記を併記するなど、国際化の取組を推進するものについて、補助基準額を1割増額します。

3 修景整備とは、「京都らしいまちなみ」を維持・再現し、魅力あふれる商業空間づくりを促進するため、商店街が策定する整備計画などに基づき、各個店が実施する建物の新築、改装又は改修のうち、建物前面の修景整備をいいます。

c 補助金額

補助の対象となる経費又は上記に掲げる補助基準額のいずれか低い金額の3分の

1以内とします。

ウ 商店街お色なおし事業等（空き店舗対策事業を含む。）補助

a 補助対象団体

市内に立地する商店街，TMO。ただし，空き店舗以外の共同施設の保全事業については，商店街と共同で事業を実施する小売市場を含む。

b 補助対象事業

アーケード，街路灯など公共的な共同施設の保全事業とします。また，空き店舗を改修して，共同物品販売施設や組合事務所など，主として組合員が利用する施設や新規開業者のための貸店舗などを設置するために整備する事業に対して補助しません。店舗賃借料も補助対象となります。

c 補助金額

お色なおし事業は，補助の対象となる経費の2分の1以内（京都府の補助金を併用する場合は3分の1以内）とし，3，000万円を限度とします。

空き店舗対策事業は，補助の対象となる経費の2分の1以内とし，500万円を限度とします。

（2）商店街等競争力強化支援事業

ア 活性化教育事業補助

a 補助対象団体

市内に立地する商店街，小売市場，その他中小小売商業団体，TMO，これらの連合体

b 補助対象事業

講習会や研修会の開催による構成員の資質の向上や先進地の視察事業等に対して補助します。

c 補助金額

補助の対象となる経費の2分の1以内とし，15万円を限度とします。

イ 商店街・小売市場活性化整備計画策定事業補助

a 補助対象団体

市内に立地する商店街，小売市場，TMO，これらの連合体

b 補助対象事業

地域社会に密着した商業施設としての機能強化を図るために，立地条件の変動や地域住民のニーズに対応し，まちづくりの観点を踏まえて行う計画策定事業に対して補助します。

c 補助金額

補助の対象となる経費の4分の3以内とし，商店街200万円，小売市場100万円を限度とします。ただし，商店街が地域と連携して計画策定を行い，その完成まで複数年が必要と思われる場合は，3年継続して補助しますが，その場合の各年度の補助限度額は100万円とします。

ウ 商業カードシステム導入促進事業補助

a 補助対象団体

市内に立地する商店街，小売市場，その他中小小売商業団体，TMO，これらの連合体

b 補助対象事業

プリペイドやポイントサービス等のカードシステムの導入に際し，カードリーダー等の端末機を設置する事業に対して補助します。

c 補助金額

端末機購入費用の4分の1（ただし，1台当たり7万5千円を限度とします。）

エ 地域の魅力アップ貢献事業

a 補助対象団体

市内に立地する商店街，小売市場，TMO及びこれらの連合体

b 補助対象事業

景観・交通・環境・福祉・治安などの整備により地域の魅力を高めるとともに，それらに貢献する事業に対して補助します。

c 補助金額

補助対象となる経費の2分の1以内とし，400万円を限度とします。